

2. 避難所における良好な 生活環境対策

2.1 平常時における対応

(1) 避難所の整備、周知等

「防災コミュニティスクール制度」で災害時に避難所となる学校を拠点に地域－学校－家庭が協議

中部ブロック

石川県 加賀市

総務部防災防犯対策室

1. 概要

- 教育長の提言により、「避難所あり方検討会」が発足し、学校長、教頭が避難所の設置運営について率先して協力する「防災コミュニティスクール制度」を市長が推進するもの。
- 「防災コミュニティスクール」では、地域-学校-家庭が役割を確認する会議体を設置することが特徴で、災害、季節、時間などケースバイケースでの運営方法を避難所ごとに基本マニュアル作成を目指す。
- 現在モデル校3校を選定し、市内で想定されている風水害、直下型地震災害、津波災害の3種類について検討する。

2. 具体的な取組内容

(1) 教職員と防災民間団体の長で構成された「避難所あり方検討会」から提言

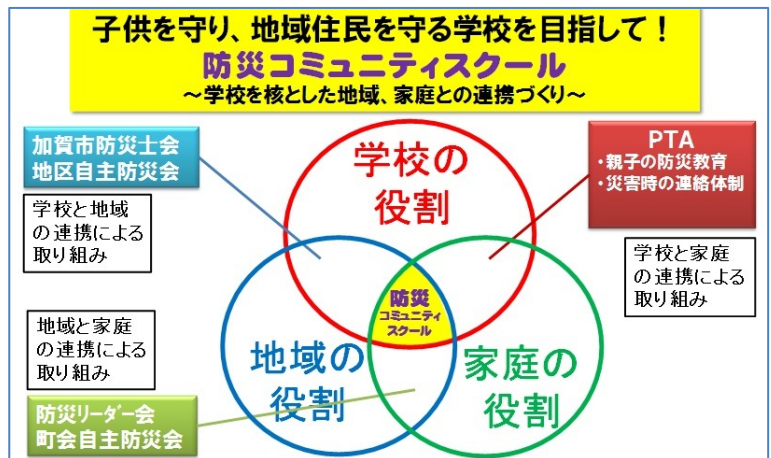
教育長の提言により、「避難所あり方検討会」が発足され、学校長や教頭先生など教職員と市内の防災士会、防災リーダー会、女性防災意見交換会、NPO防災ネットワークみらいの防災関係団体の長で構成された検討会で避難所のあり方が検討協議された。その提言書の中で、「防災コミュニティスクール制度」が提言され、市長が推進役となり、市の防災担当部署が事務局となって事業を推進することとなった。

(2) 地域、学校、家庭に関する各種団体の長による協議検討

「防災コミュニティスクール」は、地域、学校、家庭が日頃から顔の見える関係づくりをすることで、災害時に、迅速かつ的確に避難所の設置運営を実施できるようにするための検討協議を重ねるもの。

(3) 取組のポイント

- ・ 災害の種類、発生する季節と時間帯など異なる条件で避難所を設置運営するために必要な基本的事項を協議
- ・ 地域、学校、家庭のそれぞれの役割を明確にして、相互の理解を深めることが大切



(4) 今後の取組課題

- ①モデル校3校で、風水害、直下型地震災害、津波災害の場合の避難所設置運営を検証
- ②防災資機材や備蓄品等の必要な資材の洗い出しや必要な分散配備の検討
- ③地域、学校、家庭の三者で協議し策定される避難所運営マニュアルの整備

<連絡先>

石川県加賀市 総務部防災防犯対策室 電話：0761-72-7891 FAX：0761-72-4640

江別市避難所運営訓練(宿泊型)～自主防災組織が企画立案運営を主導した事例～

北海道ブロック

北海道 江別市

総務部総務課

1. 概要

- 市と自治会（自主防災組織）の共催による、小学校での宿泊を伴う避難所運営訓練を実施している。
- 自主防主導で訓練に係る打合せを実施するなど、地域が主体的に企画運営段階から取り組む。
- 訓練では、地域の民生委員児童委員などが車いすで災害時要援護者を救助する避難行動を実施している。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

当該自主防は従前より、自治会館において災害図上訓練や避難所運営ゲームなどを実施するなど、防災意識が比較的高い地域である。

また、江別市においては平成23年度より市内の自主防災組織が中心となって地域の地区センターを会場に避難所運営訓練を実施しているところだが、25年度に初めて小学校（指定避難所）を舞台に開催した。

(2)推進体制(自主防が率先して企画立案運営)

開催にあたり、自主防が事前に「幹事会」を数回開き、班ごとの役割分担や訓練に係る「避難所運営委員会」の立上げなどの訓練行動内容などを取り決めた。市防災担当は、2回程度アドバイザーとして出席。

(3)取組の流れ

平成25年6月 市防災担当と自主防が避難所運営訓練開催を協議

7月 学校への依頼を経て、地域内の小学校体育館で訓練開催決定（10月5日に開催決定）

9月 自主防「幹事会」において訓練内容や必要な物品などが決まる

(4)取組のポイント

自主防役員や地域の住民が車椅子などにより災害時要援護者と一緒に参加するなど、地域一体で訓練が行われた。

(5)今後の取組課題

訓練終盤に行われた反省会の内容について、次回の「訓練」に生かすことが決められた。

また、今回、秋（10月）に避難所運営訓練を開催したので次回は冬季の開催を目標とする。

市としては、毎年異なる地域（自主防）で開催することで、訓練経験組織を増やしている。これにより地域住民の参加者を増やすことで、市民の防災意識の向上につなげたい、と考えている。

<連絡先>

北海道江別市 総務部総務課 電話：011-382-4141 内線 2280 FAX：011-381-1070

地域の自助力向上のための助成制度について

東北ブロック

岩手県 一戸町

総務部総務課

1. 概要

- 町内会等を単位とした自主防災組織を対象に、結成時における資機材等の購入費に対する補助金（上限 30 万円・1 組織 1 回限り）及び、防災訓練の実施費に対する補助金（上限 5 万円）を交付し、地域の自主的な防災活動の推進に努めている。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

当町を含む岩手県県北地方は、県内でも自主防災組織の結成率が低い。東日本大震災津波や多発傾向にある豪雨災害などにおける各地での自主防災組織の活動の様子が刺激となり、町内においても自主防災組織の結成に向けた機運が高まりつつあり、その立ち上げ、活動に対して行政としても支援することが必要と判断した。

(2) 取組のポイント

< 補助金の対象と金額 >

■ 補助対象

町に自主防災組織結成届出書を提出した町内会などを単位とした自主防災組織

■ 補助内容

自主防災組織の結成や防災訓練の実施に係る費用

	① 自主防災組織結成費	② 防災訓練実施費
補助対象	・ 説明会の開催、普及啓発資料の作成 ・ 当面の活動に必要な防災資機材などの整備 ・ その他自主防災組織の結成に要する経費	・ 訓練要項の作成 ・ 訓練資機材の整備 ・ その他防災訓練に要する経費
補助金額	30 万円を限度とする（1 組織 1 回限り）。	年 5 万円を限度とする。

< 円滑な自主防災活動に向けた町による支援内容 >

- ・ 補助金交付までの事務的な指導や助言
- ・ 研修会等の開催案内
- ・ 防災担当（総務部総務課）における結成までの支援（説明会、規約等の作成など）
- ・ 消防署や消防団への協力要請があった場合の派遣あっせん

< 補助金を交付された自主防災組織の活動内容（例） >

- ・ 毎年訓練等の実施計画を策定
- ・ 安否確認、避難誘導訓練、炊き出し訓練等の実施
- ・ 自主防災組織の備蓄、防災資機材等の購入
- ・ 防災講話、勉強会の開催



防災訓練の様子

(3) 今後の取組課題

自主防災組織の立ち上げだけではなく、災害時における高齢者への支援体制の強化や避難及び避難所環境の充実等の地域防災力向上を目指し、継続的な活動を支援・推進する。

< 連絡先 >

岩手県一戸町 総務部総務課 電話：0195-33-2111 FAX：0195-33-3770

市内のホテル・旅館等を活用した津波一時避難場所の確保について

中部ブロック

愛知県 蒲郡市

安全安心課

1. 概要

- 市内のホテル・旅館等との津波一時避難場所として利用することについての協定を締結した。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

協定の相手先である愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合蒲郡支部とは、平成9年に大規模災害により生活の本拠を失った者が、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他の居住施設の確保ができるまでの間、ホテル・旅館の宿泊施設を一時的に使用することによって、被災者のプライバシーの確保、円滑な生活再建に資することを目的として、大規模災害時の宿泊施設の一時使用に関する協定を締結していた。

一方、国、県による南海トラフ巨大地震の想定では、本市の最大津波高は6m、津波到達時間は65分と発表されたことから、津波避難ビルの指定など津波避難対策を実施していく中で、市内のホテル・旅館の多くが高台にあることから、今までの協定の中に、津波の際の一時避難場所としての活用についても協力していただけることとなり、新たに協定を締結した。

(2) 推進体制

ホテル・旅館を管轄している観光商工課と連携して実施。

(3) 取組の流れ

協定書修正案の協議を行うとともに、組会加入の20施設それぞれの最大収容人員、収容人員、客室数をとりまとめた。

(4) 取組のポイント

市内には、三谷温泉、蒲郡温泉、形原温泉、西浦温泉の4つの温泉郷があり、広範囲にわたって津波避難施設の確保が可能となった。

(5) 今後の取組課題

組合未加入のホテル・旅館等との協定締結。
住民、観光客等への周知及び避難訓練の実施など。

<連絡先>

愛知県蒲郡市 安全安心課 電話：0533-66-1156 FAX：0533-66-1183

災害種別に応じた避難所の指定

中部ブロック

愛知県 田原市

防災対策課

1. 概要

- 災害種別による避難所を指定している。風水害は風水害避難所（施設設備が整っている校区市民館）、地震・津波等の大規模災害は地震避難所（学校含めた公共施設）、広報誌や防災マップ等に掲載し周知している。他に、協定福祉避難所、福祉避難所、一時（いっとき）避難場所を指定している。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

近年大型化する台風や、頻発するゲリラ豪雨等の風水被害に対し、迅速・確実かつ安全な避難対策が求められている。また、超高齢化社会を迎え、今後、要配慮者が増加することが予想されており、これらの自然環境や社会環境の変化には、的確に対応する必要がある。

従来、災害時の避難収容施設（避難所）は学校の体育館等を指定していた。ここ数年、大型化する台風等の風水害により、年2～3回、避難準備情報、避難勧告等を出し、併せて避難所を開設してきたが、その際の避難者の中心は、高齢者がほとんどであり、1施設当たりの避難者数も多いものではなかった。また避難所となっていた学校体育館は、広いスペースは確保されているものの、空調はなく、水道、トイレ、テレビや優先電話、FAX等の通信機器が近くにない施設もあり、設備が整っているとは言えない状況であった。

(2) 取組の流れ

○避難所の指定

避難者の声や地域の声が集まる市内20校区の市民館館長（校区会長）の意見を聞き、災害種別（規模）による避難所を指定した。避難所指定の変更に伴う周知は、ホームページ、市広報誌へ掲載、各種講座等でのPRに加え、避難所開設時には防災行政無線で開設場所の案内放送・防災メール送信を行った。

- ・地震・津波等の大規模災害の場合 ⇒地震避難所（学校体育館等35か所）
- ・台風・大雨・高潮・土砂災害等の場合⇒風水害避難所（校区市民館20か所）

○福祉避難所の指定

要配慮者支援対策として、自宅や福祉施設が被災した要配慮者が避難所での集団避難生活に支障がある場合の受入れ先として、協定福祉避難所、福祉避難所を指定した。

- ・協定福祉避難所（5事業者10施設）
- ・福祉避難所（4施設）

○一時（いっとき）避難場所の指定

主に津波被害が心配される地区で、広域避難場所や避難所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所として確保した。

- ・津波避難ビル（6施設）
- ・広場・公園等（112か所）

(3) 取組のポイント

○避難所

校区市民館は災害時に地域の防災活動拠点となる場所で、電気、水道、電話、FAX、無線機、パソコン、空調、和室、小ホール等、設備が整っている。風水害等の災害時に、独居で不安感を抱いている方や、被害が心配な方に早めの避難を促したときに、地域コミュニティの核となる施設への避難は安心感を与えるものである。風水害避難所で避難者が収容しきれなくなった場合には、地震避難所を開設し受入れを行うこととした。

○福祉避難所

福祉避難所開設の必要が生じた場合、施設・設備等が整っている市内の福祉施設で受入れが行えるよう、市内事業者と協定を締結した。収容能力等により協定福祉避難所での受入れが困難な場合には、福祉避難所（市内の福祉センター等4か所）を開設することとした。

○一時（いつとき）避難場所

場所の選定にあたっては、市と各自主防災会と協議の上決定し、協働で避難経路も記載した地震・津波避難マップを作成し、地区内全世帯に配布し周知を行っている。また、津波避難ビルについては、観光マップにも掲載をしている。

(4)今後の取組課題

- ・指定避難所の機能や整備の充実
- ・運営体制・マニュアルの見直し

避難所運営のため施設管理者、地元自主防災会、行政担当者等との平常時からの連絡調整と、運営マニュアルの見直しが必要であり、また福祉避難所にあっては施設のスタッフ不足に対応するため、市内の他の介護事業者からのスタッフ派遣の協定締結を予定している。

<連絡先>

愛知県田原市 防災対策課 電話：0531-23-3548 FAX：0531-23-0180

福祉避難所の指定と設置・運営マニュアルの策定

中部ブロック

静岡県 静岡市

福祉部福祉総務課

1. 概要

- 社会福祉施設や特別支援学校と協定を締結し、福祉避難所として指定している。福祉避難所の設置運営マニュアルを作成し、市と施設で共有している（開設の手続きなどを記載）。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

阪神・淡路大震災の教訓から、全国的に福祉避難所の重要性が認識され、本市でも市内の入所施設と災害時における要援護者の受入について協定の締結を進めてきた。平成20年度には、厚生労働省から福祉避難所の設置・運営に関するガイドラインが示され、本市においても災害時の開設から閉鎖までの手続や運営体制等を定めたマニュアルを策定することとした。

(2) 推進体制

福祉部局及び防災部局の関係課による庁内検討部会を設置し、福祉避難所の設置・運営に関することを検討している。

(3) 取組の流れ

市内の入所施設（特別養護老人ホーム、障害者支援施設等）や特別支援学校等と福祉避難所の設置・運営に関する協定を締結し、要援護者の避難生活を支援する体制を整備した。

実際の設置・運営にあたり、開設から閉鎖までの流れや手続を規定する設置・運営マニュアルを策定した。庁内の部会で素案を作成し、施設側にも意見を求めた上で検討を進めた。

(4) マニュアルの内容

- | | |
|------------|----------------|
| ① 福祉避難所の概要 | ③ 平常時の取組み |
| ・福祉避難所の定義 | ・物資、器材等の確保 |
| ・対象となる要援護者 | ・人材の確保 |
| ・業務内容 | ・福祉避難所設置計画書の作成 |
| ・開設及び運営 | ④ 災害時の業務 |
| ② 福祉避難所の指定 | ・連絡調整 |
| ・施設との協定の締結 | ・要援護者の受入れ |
| ・指定基準 | ・福祉避難所の閉鎖等 |
| | ⑤ 費用の清算 |

(5) 今後の取組課題

- ・施設側との意見交換を継続し、マニュアルの内容の改善を図る。
- ・福祉避難所の拡充
- ・介護や医療に関する専門的な人材の確保や避難生活に必要な物資の確保

<連絡先>

静岡県静岡市 福祉部福祉総務課 電話：054-221-1366 FAX：054-221-1091

(2) 避難所における備蓄等

女性の視点に立った防災業務の推進		
沖縄ブロック	沖縄県 那覇市	総務部総務課
1. 概要 <ul style="list-style-type: none">○ 女性、乳幼児に配慮した備蓄品を準備している。○ 避難者カードを準備し、避難者の状況を把握し、アレルギー対応体制の充実を図ることを考えている。		
2. 具体的な取組内容 <p>(1)取組のきっかけ</p> <ul style="list-style-type: none">・ これまでも女性の視点に立った防災業務に取り組む必要性があるのではないかと内部で提起されていた。また、災害対策基本法も一部改正されたことを受け、取り組むこととなった。 <p>(2)推進体制</p> <ul style="list-style-type: none">・ 防災担当室に女性職員を配置し推進体制を構築した。・ 防災会議に女性委員を追加任命し推進体制を構築した。・ 今年度予算で女性用品、乳幼児用品、アレルギー対応非常食を購入し、また、予算についてもそれらに対応できる予算を確保し体制を構築する。 <p>(3)取組の流れ</p> <ul style="list-style-type: none">・ 避難者カード等の要綱を制定し取り組む。 <p>(4)取組のポイント</p> <ul style="list-style-type: none">・ 関係部署と連携できるかが大きなポイントである。 <p>(5)今後の取組課題</p> <ul style="list-style-type: none">・ 関係部署と連携し避難者の把握や備蓄品の保管場所の提供など詰める部分がある。		
<連絡先> 沖縄県那覇市 総務部総務課 電話：098-861-1102 FAX：098-862-0614		

福祉避難所指定促進に関する取組		
四国ブロック	高知県 高知市	健康福祉部障がい福祉課
<p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定した福祉避難所への分散備蓄およびその費用助成（市、県各々1/2負担、H25年度は上限120万円）を行っている。 ○ また、運営の担い手として地域住民の協力が欠かせないことから、年1回程度、指定福祉避難所と地域住民で避難所開設の訓練等を行っている。この際、施設内部も見学してもらうことにより、避難するスペースや施設についての理解も深めてもらっている。 		
<p>2. 具体的な取組内容</p> <p>(1)取組の状況</p> <p>大規模災害時に災害時要援護者であって収容避難所での避難生活が困難である方に対応するための福祉避難所を、市施設だけでなく民間の社会福祉施設等との協定により確保している。</p> <p>また、「高知県福祉避難所指定促進等事業費補助金」（県1/2、市1/2で上限120万円）を活用し、備品等の整備を進めている。</p> <p>(2)推進体制</p> <p>指定担当：高知市健康福祉部障がい福祉課</p> <p>(3)取組の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市所管福祉施設を7ヶ所指定。 ・市内社会福祉施設及び特別支援学校との協定により14ヶ所指定。 <p>福祉避難所運営については、大規模災害時を想定しているが、その際市職員による運営は困難であることから、指定時には福祉避難所指定施設近隣住民に対し説明し、福祉避難所運営に協力を依頼している。</p> <p>また、介護等を行うための専門職員が不足することが想定されるため、市内ヘルパー事業所やケアマネージャー事業所等訪問系事業所と支援員確保のための協議を進めることとしている。</p> <p>(4)取組のポイント</p> <p>大規模災害時は遠方よりの支援が困難であるため、支援員確保が課題となる。このため、指定時には近隣地区住民と協議をし、福祉避難所運営、特に食事の準備や清掃等収容避難所でも行うこととなる活動についての支援を依頼している。</p> <p>また、物資についても災害発生直後から搬送することが困難となることが想定されるため、各福祉避難所への分散備蓄を行うこととし、県補助金を活用して各社会福祉施設に対し整備補助を行う等取り組みを進めている。</p> <p>(5)今後の取組課題</p> <p>今後も市内社会福祉施設等と協議し福祉避難所を確保することとしているが、津波浸水が想定されるエリア内に設置されている施設も多くあり、次期南海地震による津波被害を考えると、市内での福祉避難所の確保を進めると共に、市外、県外への福祉避難をどう行うかが課題である。</p> <p>また、福祉避難所運営における支援員、特に介護等専門的な支援を行う支援者が不足することが想定されるため、その確保をどのように行うかも課題である。</p>		
<p><連絡先></p> <p>高知県高知市 健康福祉部障がい福祉課 電話：088-823-9378 FAX：088-823-9370</p>		

(3) 要配慮者に対する支援体制

「京都府災害時要配慮者避難支援センター」について

近畿ブロック

京都府

健康福祉部 介護・地域福祉課

1. 概要

- 原子力災害をはじめとした、市町村域や府県域を越える大規模・広域災害発災時における病院等の入院患者や社会福祉施設の入所者、在宅要配慮者等の災害時要配慮者の避難・受入調整、他府県発災時の応援態勢等について、医療・福祉・行政関係者により調整する「京都府災害時要配慮者避難支援センター」を24年度に設置し、25年度はUPZ圏域内の重度要配慮者の広域避難計画の策定の他、避難所において、要配慮者に対して適切に支援できるボランティア（福祉避難サポーター）と連携し「要配慮者班」を適切に運営できるリーダーである「福祉避難サポートリーダー」を養成するための研修を実施した。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

東日本大震災以降、原子力災害に対する取組が喫緊の課題となる中、京都府においても大飯原発・高浜原発のUPZ圏域内に8市町が入ってくることからも、府内の重度要配慮者をどのように移送及び避難するかについて大きな議論となった。

このため、大規模災害が発生した際の福祉・介護分野での広域支援体制を構築することを目的に、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」を平成25年3月に設立し、広域避難についての体制づくりを行うとともに、要配慮者支援に向けた取り組みの推進を実施する。

(2) 推進体制

① 参加団体

【医療】

京都府医師会 京都府私立病院協会 京都精神科病院協会 京都府病院協会
京都府看護協会 京都透析医会

【福祉】

京都府老人福祉施設協議会 京都市老人保健施設協議会 京都府介護老人保健施設協会
京都府障害厚生施設協議会 京都知的障害者福祉施設協議会 京都府介護支援専門員会
京都府ホームヘルパー連絡協議会 京都府社会福祉協議会 京都市社会福祉協議会

【行政】

京都府 京都市 福知山市 舞鶴市 綾部市 宮津市 南丹市 京丹波町 伊根町

② 事務局

京都府社会福祉協議会

(3) 取組の流れ (※ 幹事会・全体会議を定期的で開催)

- H25年3月) 京都府災害時要配慮者避難支援センター設立
- H25年5～7月) UPZ圏域内重度要配慮者様態別調査実施
- H25年11月) 「福祉避難サポートリーダー」の養成カリキュラム作成着手
- H25年12月) 社会福祉施設受入調査・調整
- H26年1～2月) 原子力災害における広域避難計画等を作成するため各団体と調整中
- H26年3月) 「福祉避難サポートリーダー」養成研修開催

(4) 取組内容

- 平成 25 年度は、原子力災害時における病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び在宅要配慮者の広域避難に重点を置き、以下の検討課題について京都府災害時要配慮者避難支援センターにおいて協議を実施し、年度末にはUPZ圏域内の介護・福祉分野における避難計画を策定予定
 - ① 要避難施設等の実情把握及び受入可能人数等の分析
 - ② 避難・受入要請の連絡・調整ルートの確立
 - ③ 避難・受入調整のルールづくり
 - ④ 災害時派遣福祉職員の育成及びルールづくり
 - ⑤ その他避難支援等に関し必要な事項
- 避難所において要配慮者のニーズに適切に対応し、福祉的なトリアージができる人材として「福祉避難サポートリーダー」を養成する研修を3月に開催

(5) 今後の取組課題

- センターでは「原子力災害における広域避難」について検討を進めているが、今後は南海トラフ大地震などの大規模災害にも対応する必要があることから、府内全域における広域避難計画についても予定
 - ・ 要配慮者の移送手段の確保
 - ・ 要配慮者の迅速な受け入れのためのルール作り など
- 「福祉避難サポートリーダー養成研修」の実施とスキルアップに向けた更なる取組（避難訓練で実習など）
- 避難所での要配慮者への初期対応をスムーズに行う枠組み作り（サポーターの位置づけ、活動展開）
- 災害福祉派遣チームの編成と、関係機関との連携や協定のあり方

<連絡先>

京都府 健康福祉部 介護・地域福祉課 電話：075-414-4556 FAX：075-414-4572

宇部市防災基本条例について

中国ブロック

山口県 宇部市

総務管理部防災危機管理課

1. 概要

- 宇部市防災基本条例を基に防災対策を進めている。
- 宇部市防災市民会議では、一般人から委員を選定し、市民の視点により必要な防災対策を検討している。避難所に関する分科会もあり、避難場所のレイアウト検討や避難者の健康管理、女性への配慮について検討している。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

平成 24 年 4 月施行の宇部市防災基本条例第 31 条の規程により、平成 24 年 10 月に防災市民会議を設立した。定員を設けず、また全員を公募という形で募集し、40 名（うち防災士 30 名）が委員となった。

※第 31 条「市は宇部市地域防災計画や防災及び減災に関する施策を検証し、改善を行うため、市民から意見または提案を求めるものとする」

(2) 推進体制

防災市民会議を 3 分科会に分け、「自助・共助」「防災教育」「災害支援」をテーマに自由に意見交換をしていただき、「災害支援」の中で避難所についても議論が行われた。

防災市民会議は平成 24 年度には、分科会を含め、5 回開催された。

(3) 取組の流れ

防災市民会議の中で、避難所のレイアウトや女性への配慮、避難者の健康管理などについて、様々な意見や提案が出ており、避難所へ女性用の物品を備蓄するなど、女性に配慮した取組を現在行っている。



平成 24 年度 第 1 回宇部市防災市民会議の様子

(4) 今後の取組課題

PPP(公民連携)の協働体として、防災市民会議に意見や提案を伺いながら、避難所における良好な生活環境対策に関する取組も含めて、今後も引き続き防災及び減災事業を展開していく。

<連絡先>

山口県宇部市 総務管理部防災危機管理課 電話：0836-34-8139 FAX：0836-29-4266

北海道災害派遣ケアチームの派遣について

北海道ブロック

北海道

保健福祉部総務課

1. 概要

- 災害救助法が適用される地震などの自然災害時において、被災地の市町村から福祉避難所等に配置する生活相談職員の派遣要請を受けたときに、北海道災害派遣ケアチーム（社会福祉施設等の専門職員により編成）を派遣し、要配慮者への心理的ケアを含む被災者相談や福祉的支援等を実施する。

2. 具体的な取組内容

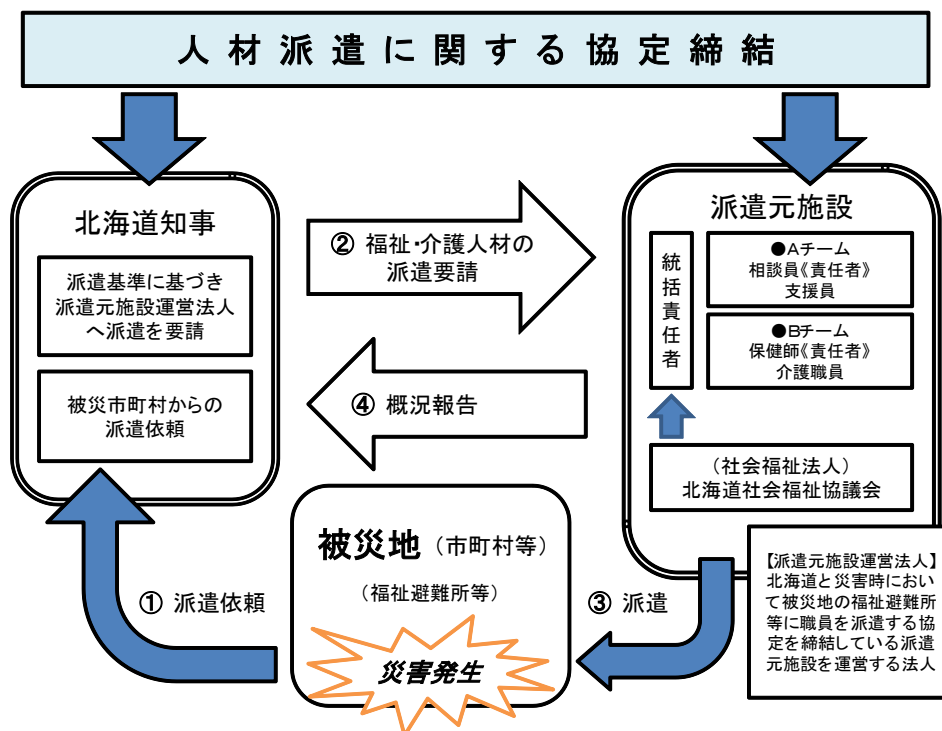
(1) 取組のきっかけ

道内における福祉避難所の設置状況は、平成 25 年 3 月 31 日現在で 55 市町村（全 179 市町村・31%）と低迷しており、指定が遅れている要因の一つに、福祉避難所に配置が必要な生活相談員等となる人材の確保が困難という市町村の意見を踏まえ、道内の社会福祉施設の職員（各種の相談員、支援員、介護職員、看護師・保健師等の福祉的相談活動等の対応が可能な者）を派遣するシステムを構築した。

(2) 推進体制

関係団体等への働きかけを行い、平成 25 年 2 月 1 日現在で、53 の社会福祉法人と職員派遣の協定を締結しており、引き続き協定先の拡大に努めていく。

(3) 取組の流れ



(4) 今後の取組課題

当該取組の推進にあたっては、協定先となる法人のさらなる確保が重要であることから、様々な機会を通して関係団体等に対する働きかけが必要である。

<連絡先>

北海道 保健福祉部総務課 電話：011-204-5242 FAX：011-232-8368

参考事例

【北海道】災害時こころのケア活動ハンドブックの作成について

当ハンドブックは、災害時こころのケアに関する知見を整理し、現場で必要となる書式(ツール)や情報を折り込み、現場の活動に役立つ「活動の手引き書」として、下記の活動がスムーズに実施されるよう作成したものです。

道では、市町村、保健所、医療機関、関係団体等に配布するとともに、精神保健福祉センター主催の研修等により、支援技術の普及啓発に努めています。

〈道における主な取組〉

- ・ 災害住民等に対する心のケア活動の充実を図るため、精神保健福祉センター及び保健所の精神保健福祉相談等において、避難所等における避難住民の心のケアに支援
- ・ 災害派遣精神医療チーム(DPAT)を組織し、傷病者に対する精神科医療、被災者及び支援者に対する精神保健活動 など

〔ホームページ掲載先 北海道精神保健福祉センター
アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/saigaijouhou.htm> 〕

(4) 避難所運営の手引(マニュアル)の作成**男女共同参画地域防災体制づくり事業を通じた避難所における良好な生活環境対策について**

東北ブロック	青森県	青森県男女共同参画センター
	青森県 おいらせ町	まちづくり防災課

1. 概要

- 県作成の「安心避難所づくりハンドブック」を基に、避難所の良好な環境対策を進めている。
- 自主防災組織を中心に、男女共同参画の視点を含めた避難所訓練を実施している。

2. 具体的な取組内容**(1) 取組のきっかけ**

青森県も東日本大震災では太平洋沿岸部が被災地であり、2011年4月末まで避難所になった地域もある。被災地の市町村に避難所等の状況をヒアリングしたところ、ペットがいたり、小さな子ども連れの家族は車中泊であったり、更衣室がなく着替えはトイレであったり、炊き出しは地域の婦人会の役割だったことがわかり、避難所等における男女のニーズの違いや男女双方の視点への配慮はなされていなかったことがわかった。

震災後、避難所へ派遣された保健師が「食事の世話役」等を期待されたり、運営においても住民の意識は行政に頼り切り、自助・共助・公助がうまく機能していなかった地域もある。また、これまでの防災訓練はポンプ操作やイベント的なものが多く、図上訓練や避難所運営訓練は実施していなかった。

東日本大震災では避難後の関連死で2,000人余りの人が亡くなっている。「非常時だから」という言葉で、劣悪な避難所でも我慢を強いられたり、女性のリーダーがいなかったことにより、男性の視点でのみ運営されていたことも、その要因といえる。

以上のことから、復旧期の発災から3日、4日後、男女共同参画の視点を取り入れた安心避難所運営について住民が主体的に考え身をもって体験することで、その重要性を認識し、今後の防災体制づくりや地域コミュニティ再生に活かすことが必要と考え、モデル事業としておいらせ町と青森市で実施した。

(2) 推進体制

青森県委託事業として、青森県男女共同参画センターが受託し、モデル事業をおいらせ町、青森市と連携・協力を得ながら実施した。

モデル事業を実施するにあたり、実行委員会を立ち上げ、コーディネーターとしてNPO法人さくらねっとに依頼した。実行委員には、災害が起き、避難所運営の中心となる町内会や自主防災組織、女性消防団、防災士、社会福祉協議会、そして、小さな子どもを抱えている母親やPTA関係者、行政職員等に入っていた。実行委員の選出については、自主防災組織からはなるべく女性に入っていたよう依頼。行政職員は男女共同参画担当課や防災危機管理担当課、健康福祉担当課など多分野の職員にも入っていた。なお、事前・避難所ワークショップの際は託児所も用意した。

市町との連携については、男女共同参画センターと県男女共同参画担当課が強みを生かし合いながら取り組んだ。

(3) 取組の流れ



(4) 取組のポイント

1) モデル事業(避難所体験・ワークショップ)

- ・自主防災組織、町内会の方々は災害後すぐの要援護者支援に関心が高いため、企画・実施においてはまず「安心できる(関連死を少なくする)避難所運営を進めるために」ということを前面に打ち出し、発

災直後の命を守るための訓練も大切ではあるが、避難所生活が長期化する際の問題にも重要性があるとして、避難所運営課題を通して男女共同参画の重要性に対する理解を深めてもらった。それにより、男性実行委員も女性や多様な人たちへの配慮の必要性の理解が深まり、日常生活の見方にも変化が生じ、男女共同参画の理解につながった。

- ・避難所体験を実施するまでに、3回にわたる事前ワークショップを実施し、避難所運営に男女共同参画の視点の必要性を事例とともに、主体的に考える場づくりを行った。また、実行委員の半数以上が女性だったこともあり、女性が意見を言いやすい環境となり、女性たちの参加意欲や自信につながった。
- ・危機管理担当者との連携関係・相互理解が取り組み・成果に厚みを与えた。青森市の危機管理室の担当者が以前に男女共同参画の担当経験があったこと、おいらせ町でも担当職員や危機管理員等が男女共同参画に対する理解度が高く、連携がうまくいった。そういった主催者と関係機関の良好な関係性が実行委員にも良い影響を与えた。

2) 男女共同参画の視点を取り入れた「安心避難所づくり」ハンドブックの作成及びDVD「安心できる避難所づくり」の製作

東日本大震災での教訓を活かし、おいらせ町や青森市での避難所体験やワークショップの様子や決まった内容等を盛り込みながら製作。ビジュアルかつ具体的でわかりやすいと県内外からも問合せあり。自治体や校区、町内会単位で活用されている。

a. 男女共同参画の視点を取り入れた「安心避難所づくり」ハンドブック (8頁)

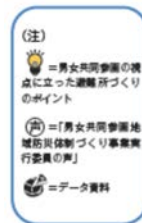
簡潔に(分かりやすい→ビジュアル、課題に対しQ&A形式で回答、ポイントや体験や実行委員の声を盛り込むことで、現実的・親近感をもつ)。

男女共同参画の視点を取り入れた「安心避難所づくり」ハンドブックより



◀ 表紙

▶ P2 集団生活に適した環境づくり等を紹介。実行委員の声を盛り込んで、親近感を。



◀ P4 男女別のトイレ・更衣室・洗濯物干し場等の設置等によるプライバシーの確保等、生活環境の改善対策として具体的に提示。

3. 安心・安全



◎ 3.11ではこんなことが!

【トイレ】

● 電気や水道がストップし、設置された仮設トイレ。しかし、混雑している、汚い、夜は暗い、男女兼用であるなどの問題点も。夜中にトイレに行くと迷惑をかけるからと、十分な水分を摂らずに、体調を崩した人もいます。また、女性・子どもだけでは、夜は怖くてトイレに行けませんでした。

【更衣室】

● 更衣室がないため、毛布の中や仮設トイレの中で着替えをしていた女性もたくさんいました。

【女性専用の物干し場がない】

● 下着を干す場所がないために、こまめに交換できずに、女性特有の症状を起こす人も増えました。



仮設トイレには

1. 夜間照明をつける。
2. 男子トイレと女子トイレの距離をあげる。
3. トイレが混んでいるとき誰でも使える障害者対応の共有トイレも設ける。



プライバシーを守るためにも男女別の更衣室や、下着などを気にせず干せる女性専用の物干し場を設置する。

ルールを決めることは衛生面の確保のみならず、犯罪等の抑止にもなります。災害時には、女性や子どもの安全・安心に対する配慮は優先順位が低くなり、平時に増して声を上げにくい状況になることを理解し対応しましょう。



4. 配慮

◎ 3.11ではこんなことが!

- 授乳する場所もなく、小さな子どもに泣かれて困り果てる親、妊産婦や高齢者などその家族。中には、居場所がなく、避難所にいられなくなり、半壊した家に戻った人も。
- 避難所で、DV被害者の夫とばったり遭遇。



💡 DV被害者女性専用の場所

災害による被害に加え、暴力による被害を受けた女性たちが、たった一人で二重三重の困難を乗り切れることは難しく、むしろ自己否定感や無力感を高めてしまう場合が少なくありません。大きな時だからこそ、前へ歩み出せるよう、女性たち一人一人の歩みを応援する配慮が必要です。

💡 乳幼児とそのお母さん専用の場所

乳幼児を抱えるお母さんたちが、周囲の避難者に気づかずに授乳や休憩、睡眠ができ、安心して過ごせる部屋です。

💡 託児・託老など一時預かりの場所

保育所や介護施設が被災し、子どもなどの預け場所がなくなると、女性の負担と不安は増大します。そんな時、託児や託老ができる場所があると、家の片付けに行けたり、今後のことをじっくり考えるなど、ホッとする時間が持てます。



【情報掲示板】

◎ 人の出入りの激しい避難所では、マイクによる放送だけでは情報の共有化は難しいので、情報掲示板があると聴覚障害や外国人の方にとっても助かりますね。

【投書箱】

◎

扉でも意見を出せる投書箱などがあるといいですね。もちろん匿名でもOKですよ。



◀ P4 授乳室や乳幼児を抱えた家族、子ども、DV被害者など災害発生時に配慮を要するものスペースの確保の重要性を明示。



b. DVD「安心してできる避難所づくり」(30分)

3部構成で製作。各部での活用も可能。

- ア. 関連死防止のための避難所づくり (おいらせ町避難所ワークショップ)
- イ. 特別な配慮を必要とする人のための避難所 (青森市避難所ワークショップ)
- ウ. 地域で進める自主防災活動の中に、女性の視点を取り入れましょう
 - ・ 防災訓練を見直しましょう
 - ・ 避難所訓練を実施しましょう

* DVDは文部科学省委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」予算にて製作

(5) 今後の取組課題

1) おいらせ町の取組み (平成 25 年度)

平成 25 年 4 月から総務課内防災安全推進室がまちづくり防災課に組織変更し整備していくなかで、まちづくりと一体化した防災体制の改善と強化につなげ、コミュニティの集約した意見を防災に活かすことができるようになった。

平成 25 年度も県男女共同参画センターと連携し、住民主体の避難所訓練を実施し、共助による安心避難所運営ができるよう取り組みをすすめたことで、人材育成につながっている。

2) 青森県男女共同参画センターの取組み (平成 25 年度)

平成 24 年度の取組みをブラッシュアップし、避難所運営のノウハウの確認とさらなる被災者対応のノウハウ構築に向け訓練を行った。また、年齢・分野を超えた、さまざまな被災女性の課題を確認・可視化し、支援者のニーズキャッチ力を身につける避難所運営訓練を実施し、自主防災組織の方々や専門職の方々とネットワークづくりにもつなげている。

災害時、リーダーとなれる女性の人材育成の学習機会を増やし取り組んでいる。ハンドブック、DVDを活用しながら、女性地域リーダー養成研修や災害トレーナー研修等の支援者研修会及び町内会や公民館単位での地域住民対象の学習会を通して、安心避難所づくりに向けた啓発活動を実施している。ハンドブック・DVDは県外でも活用頂いている。

3) まとめ

- ・災害時に必要なことは、各組織が強みを活かし合い、横断的連携を図りながらの取組みが重要。今回は防災危機管理担当課と男女共同参画担当課、そして男女共同参画センターがタッグを組んで一緒に取り組んだことで、良好な生活環境の確保が可能な避難所づくりの訓練ができたと認識している。
- ・そのためには平時からのネットワーク（連携）、互いが何をしているか、どのような強みを持っているかを知り、尊重し合い、つながりを持つことが大切。
- ・住民の主体性を重要視した避難所運営訓練の継続。それに向かうしくみ・プロセスが大切である。
- ・女性たちのエンパワーメントが災害時の女性リーダーの参画につながり、安心避難所運営の大きな力につながることを確信。平時からの女性リーダーの育成が重要である。

<連絡先>

青森県 青森県男女共同参画センター 電話：017-732-1085 FAX：017-732-1073
青森県おいらせ町 まちづくり防災課 電話：0178-56-2131 FAX：0178-56-4361

参考HP：<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/seishonen/files/2012handbook.pdf>

避難所開設を迅速に行うための取組

関東ブロック

千葉県 習志野市

企画政策部危機管理課

1. 概要

- 避難所運営マニュアルを策定し、どの職員がどの避難所に派遣となるのかあらかじめ定めた。また、避難所常備ケースを各避難所に設置し、受付名簿・避難所のマップ等を入れ、スムーズな避難所の開設ができるよう対策を講じている。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

東日本大震災においては、市内では12か所の避難所を開設したが、市と学校と地域住民との間で共通認識が図れていなかったために大きな混乱が生じた。そのような混乱を防ぐため、災害発生時の避難所開設において、どの主体がどの役割を担うのか、どのような手順なのかを予め定め、避難所開設に係る全ての主体が共通認識を持てるようにマニュアルを策定した。

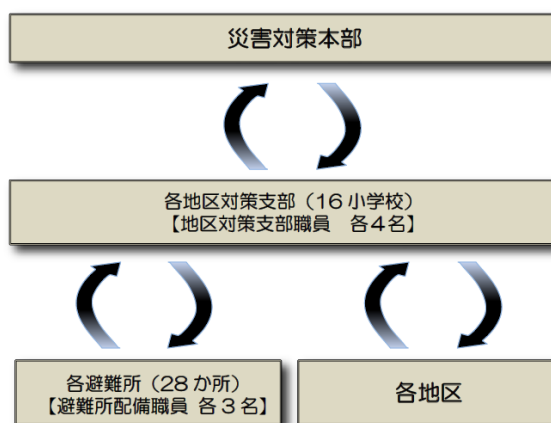
(2) 取組の流れ

危機管理課で避難所運営マニュアル案を作成し、施設管理者である学校、そして地域住民からの意見を聴取し、それを取り入れて完成した。マニュアルの作成と併せて、避難所開設に必要な物品や様式を整備（以下「避難所常備ケース」とする）し、それらをあらかじめ学校の防災倉庫などに常設しておく体制とした。

(3) 取組のポイント

- ① 災害時の市の体制を整備し、災害対策本部・地区対策支部(情報の拠点、市立の全小学校に設置、災害対策本部と避難所と繋ぐ役割)・避難所というラインを形成した。(本取組は、このライン形成の一環である。)
- ② 予め避難所配備職員(各3名)と地区対策支部職員(各4名)を指定、また参集の基準をそれぞれ設け、初動体制を迅速にとることができるようにした。なお、避難所配備職員、地区対策支部職員については市内在住若しくは市外在住でも徒歩・自転車等で参集できる距離の職員を指定した。
- ③ 避難所の組織作りの例示を行った。生活グループの編成、各担当ごとの役割分担、避難所運営委員会の設置等。
- ④ 避難所に避難所常備ケースを設置し、スムーズに避難所を開設できることとした。内容物としては、各種様式(施設安全チェックリスト、避難者受付名簿等)、靴入れ用ビニール袋、筆記具、文房具、ホワイトボード関連品、ベスト(市職員、先生用)等。

■地区対策支部を経由した情報の流れのイメージ図■



(4) 今後の取組課題

マニュアルの概要版などを作成し、自主防災組織や市職員、学校職員等に避難所の開設・運営手順を広く周知するとともに、各地域において、事前に避難所運営に関する話し合いがもたれるような支援をしていく必要があると考える。

(5)その他

平成 25 年度、全ての避難所へ災害時に被災者が使用可能となる発信専用の特設公衆電話の回線(各避難所に 2 回線)を新たに敷設し、専用の電話機を配備した。

■避難所常備ケースの内容物■

書 類			
様式 1 (施設安全チェック表)	5 枚	様式 4 (グループ別避難者名簿)	50 枚
様式 2 (避難者受付簿)	30 枚	様式 5 (避難所組織表)	20 枚
様式 3 (避難者カード)	500 枚		
備 品			
プラスチックケース (大)	1 個	ホワイトボード用マグネット	10 個
書類ケース	1 個	ホワイトボードマーカー (黒・赤・青)	各 2 本
筆記用具ケース	1 個	ガムテープ (黄・白)	各 1 個
記録用ノート	2 冊	ベスト緑 (避難所配備職員用)	3 枚
すずらんテープ	1 個	ベスト赤 (避難所運営委員長用)	1 枚
ビニール袋 (靴入れ)	300 枚	はさみ	1 個
セロテープ	2 個	A4 用紙 (白紙)	10 枚
クリップボード (用箋ばさみ)	2 枚	ハンドマイク	1 個
クリップペンシル	50 本	特設公衆電話 (電話機)	2 機
ボールペン	10 本	LED ランタン	2 個
マジック (黒・赤・青)	各 2 本	LED ランタン用電池 (単 1)	6 個



<連絡先>

千葉県習志野市 企画政策部危機管理課 電話：047-453-9211 FAX：047-453-9386